



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

312	平成29年度基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォーム構築及び賃貸 借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	2
313	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	4
314	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	5
315	〃	( 〃 ).....	5
316	生活保護法による指定施術機関の廃止	( 〃 ).....	6
317	生活保護法による医療機関の指定	( 〃 ).....	6
318	生活保護法による施術機関の指定	( 〃 ).....	6
319	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	6
320	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	7
321	肥料取締法による肥料の登録	(果樹園芸課).....	7
322	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	7
323	〃	( 〃 ).....	8
324	〃	( 〃 ).....	8
325	農用地利用配分計画の認可	( 〃 ).....	8
326	保安林予定森林	(森林整備課).....	9
327	〃	( 〃 ).....	9
328	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
329	道路の供用開始	( 〃 ).....	10
330	道路の区域決定	( 〃 ).....	10
331	自転車歩行者専用道路の指定	( 〃 ).....	11
332	道路の供用開始	( 〃 ).....	11
333	〃	( 〃 ).....	12
334	平成23年和歌山県告示第461号(パーキング・チケット発給手数料の徴収事務の委託)の 廃止	(警察本部).....	12

### ○ 公安委員会告示

9	鉄砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	.....	12
10	〃	.....	13

### ○ 公告

	入札公告	(情報政策課).....	13
--	------	--------------	----

### ○ 監査公表

	監査公表第5号	.....	16
--	---------	-------	----

### ○ 正誤

	平成28年7月8日付け和歌山県報号外和歌山県規則第65号中	.....	18
	平成29年3月3日付け和歌山県報第2840号中	.....	18

## 告 示

## 和歌山県告示第312号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成29年度基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォーム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

平成29年度基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォーム構築及び賃貸借

## (2) 契約期間

契約締結日から平成34年6月30日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

## (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

## (2) 入札公告の日から過去5年間に於いて、平成29年度基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォーム構築及び賃貸借と種類及び規模を同じくする契約（民間企業を契約の相手方とするものを含む。）を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

## (3) 全省庁統一資格において、平成28年度に「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいてAの等級に格付けされている者のうち、「物品の製造」及び「物品の販売」にあつては一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類又は精密機械類のいずれかを有する者であり、「役務の提供等」にあつては情報処理若しくはソフトウェア開発のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

## (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する主任技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) データベーススペシャリスト

(オ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

(カ) ITサービスマネージャ

(キ) システム運用管理エンジニア

(ク) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(5) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(6) 3の（1）タに掲げる作業実施計画書で、和歌山県が示す仕様を満足するものを提出した者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の（2）に係る履行証明書

ス 2の（3）に掲げる資格等を有することを証明する書類の写し

セ 2の（4）に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

ソ 2の（5）に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し

タ 2の（6）に掲げる作業実施計画書

チ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2)（1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」又は「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4)（1）のアからオまで及びタに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年3月10日（金）から同月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5)（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年3月14日（火）午前9時から同月22日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及

び電子メールを含む。)により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年3月21日（火）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成29年3月27日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書により平成29年4月7日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成29年4月13日（木）午後5時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成29年4月17日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

### 和歌山県告示第313号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成29年2月21日指定した。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	月刊マガジンビーボーイ 3月号	18355-03	リブレ
コミック	恋愛天国パラダイス 3月号	09675-3	竹書房
コミック	花音 3月号	17481-03	芳文社
コミック	ガトー 3月号	02619-03	一迅社
コミック	リンクス 3月号	09369-03	幻冬舎コミックス
コミック	恋愛チェリーピンク 3月号	12080-3	秋田書店
コミック	無敵恋愛エス・ガール 3月号	08577-3	ぶんか社
コミック	drapドラ 3月号	16695-03	コアマガジン

コミック	麗人 3月号	09613-3	竹書房
コミック	ayaアヤ 3月号	18815-03	宙出版
コミック	絶対恋愛Sweet 3月号	15557-03	笠倉出版社
雑誌	ナックルズ極ベスト Vol.17	68517-65	ミリオン出版
雑誌	実話㊦歴史SPECIAL Vol.14	68517-52	大洋図書
雑誌	特ダネ芸能タブー NG SHOT㊦	16590-3	インテルフィン
雑誌	恋愛白書パステル まるごと1冊山口ねね Vol.2	19626-03	宙出版
月刊誌	実話ドキュメント 3月号	15115-3	マイウェイ出版
月刊誌	実話BUNKAタブー 3月号	05375-03	コアマガジン
月刊誌	実話ナックルズ 3月号	04877-3	ミリオン出版
月刊誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.107	02092-3	ぶんか社

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医新 60-26	保富整形外科	田辺市湊49-12	平成 28.12.28

## 和歌山県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年 月 日
有市訪新 3-26	有限会社真ごころ	有田市宮原町滝川原452	真ごころ	有田市宮原町滝川原58-1	平成 29.1.31

## 和歌山県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
那柔 26-7	森浩唯	森接骨院（柔道整復） 紀の川市貴志川町井ノ口928-3	平成 28.2.27

## 和歌山県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
有市訪新 4-28	合同会社ウイル	日高郡由良町大字里2 94番地の4	あおい訪問看護ステ ーション	有田市辻堂656-3	平成 29.2.1

## 和歌山県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
紀柔新 5-28	森浩唯	森接骨院（柔道整復） 紀の川市貴志川町丸栖966-1	平成 29.2.1

## 和歌山県告示第319号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種 類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日

3050100 845	あんあん	和歌山市有本555番 地8 プラントール ビル102号室	放課後等デイサー ビス	有限会社あんあ ん	和歌山市吉原800番 地	平成 29.3.1
----------------	------	------------------------------------	----------------	--------------	-----------------	--------------

**和歌山県告示第320号**

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真を付して「BZ-PHEN analogue5」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (2) 次の写真を付して「BZ-PHEN analogue7」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「expoiz FirEⅢ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成29年3月10日

**和歌山県告示第321号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	有効期限
和歌山県 第790号	混合有機質 肥料	骨粉入り油か す	窒素全量5.0 りん酸全量5.0	公定規格のとおり	東山物産株式会社 大阪府藤井寺市岡二丁目7 番67号	平成 35.2.26
和歌山県 第791号	混合有機質 肥料	骨粉油かす入 り	窒素全量4.0 りん酸全量20.0	公定規格のとおり	東山物産株式会社 大阪府藤井寺市岡二丁目7 番67号	平成 35.2.26

**和歌山県告示第322号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月27日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月23日まで縦覧に供する。

平成29年3月10日

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第136号-1	御坊市名田町野島字寒風2751外2筆
平成28年度第136号-2	御坊市島字上新田907-1外1筆
平成28年度第136号-3	御坊市島字出島874
平成28年度第136号-4	御坊市野口字揚ノ段339-1
平成28年度第137号-1	日高郡美浜町和田字段垣内1768外9筆
平成28年度第137号-2	日高郡美浜町和田字鶴泊里719-1外3筆
平成28年度第137号-3	日高郡美浜町和田字小池前858外2筆
平成28年度第137号-4	日高郡美浜町和田字横ノ手882外1筆
平成28年度第137号-5	日高郡美浜町和田字深田2356-1

**和歌山県告示第323号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年3月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月23日まで縦覧に供する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第138号	橋本市菖蒲谷字松之本124-2外3筆

**和歌山県告示第324号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年3月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月23日まで縦覧に供する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第139号	田辺市中辺路町温川字西高774外14筆

**和歌山県告示第325号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年2月28日に認可した。



平成29年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第123号	日高郡日高川町和佐字下新田773外2筆
平成28年度第124号-1	田辺市上秋津字下左向91-196
平成28年度第124号-2	田辺市上三栖字小川谷1323-1
平成28年度第125号	田辺市龍神村福井字下垣内942-1外3筆
平成28年度第126号	日高郡美浜町和田字横田28-1外4筆

**和歌山県告示第326号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町島之瀬字下垣内849・850（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第327号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町里谷字佐木谷268から276まで、市鹿野字赤根横手2202の1（次の図に示す部分に限る。）、2202の2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字上岡481番4地先から同町大字原谷字下岡409番3地先まで	旧	5.02 ） 9.42	152.00	
同上	新	9.84 ） 23.17	152.00	

### 和歌山県告示第329号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字上岡481番4地先から同町大字原谷字下岡409番3地先まで

供用開始の期日 平成29年3月10日

### 和歌山県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市湊字中洲坪1669番1地 先から同市川辺字南ノ口474番1 地先まで	新	4.00 } 14.58	11,817.27	無名橋① L=11.80 無名橋② L=7.00 無名橋③ L=12.00 無名橋④ L=25.60 無名橋⑤ L=15.00 無名橋⑥ L=13.00 無名橋⑦ L=25.30 無名橋⑧ L=28.00 無名橋⑨ L=30.60 無名橋⑩ L=37.20 永穂橋 L=13.60
和歌山市川辺字東ノ口463番2地 先から同市川辺字大難733番地 先まで	新	3.00 } 3.00	604.03	

**和歌山県告示第331号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀の川自転車道線
- 3 指定する道路の部分

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市湊字中洲坪1669番1地先から同市直川 字大新田134番1地先まで	4.00 } 7.00	6,112.17	無名橋① L=11.80 無名橋② L=7.00 無名橋③ L=12.00 無名橋④ L=25.60 無名橋⑤ L=15.00 無名橋⑥ L=13.00 無名橋⑦ L=25.30 無名橋⑧ L=28.00
和歌山市田屋字布施目59番7地先から同市川辺 字南ノ口474番1地先まで	4.00 } 14.58	4,037.87	無名橋⑩ L=37.20 永穂橋 L=13.60
和歌山市川辺字東ノ口463番2地先から同市川 辺字大難733番地先まで	3.00 } 3.00	604.03	

- 4 指定する期日 平成29年3月10日

**和歌山県告示第332号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 和歌山市湊字中洲坪1669番1地先から同市川辺字南ノ口474番1地先まで

和歌山市川辺字東ノ口463番2地先から同市川辺字大難733番地先まで

供用開始の期日 平成29年3月10日

#### 和歌山県告示第333号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田東字大川原1641番2地先から同町大字笠田東字上川端593番1地先まで

伊都郡かつらぎ町大字笠田東字上川端587番1地先から同町大字蛭子字ヌメリ124番2地先まで

伊都郡かつらぎ町大字蛭子字狐島116番1地先から同町大字大藪字先嶋189番3地先まで

伊都郡かつらぎ町大字大藪字長玄田145番1地先から同町大字丁ノ町字外島2475番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月10日

#### 和歌山県告示第334号

平成23年和歌山県告示第461号（パーキング・チケット発給手数料の徴収事務の委託）は、廃止する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 公安委員会告示

#### 和歌山県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

平成29年3月10日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
山田信一	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1

## 和歌山県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

平成29年3月10日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埜 嗣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鶴飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
山本真弘	同上	同上	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
高橋隼	同上	同上	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
山田信一	同上	同上	

## 公 告

## 入 札 公 告

平成29年度基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォーム構築及び賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成29年度から平成34年度まで

## (2) 業務の名称

平成29年度基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォーム構築及び賃貸借

## (3) 業務の内容

庁内既設ネットワークから分離された基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォームの構築及び賃貸借

## (4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (5) 業務の期間

契約締結日から平成34年6月30日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第312号に規定する平成29年度基幹系システム及びLGWAN利用業務に係る専用プラットフォーム構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館4階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (2) 期間

平成29年3月10日（金）から同月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成29年3月14日（火）午前9時から同月22日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

## イ 入札日時

平成29年4月20日（木）午後2時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年4月20日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手續の停止等があり得る。
- (4) この一般競争入札は、平成29年2月和歌山県議会定例会において、平成29年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Development and lease of the platform for the core system and the LGWAN operation in the fiscal year 2017

- (2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 20 April 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 20 April 2017)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

## 監 査 公 表

## 和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成29年1月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月10日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 濱 口 太 史

和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

## 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
日本赤十字社和歌山県支部	平成29年1月26日
浦島観光ホテル株式会社	〃
有限会社ライフパートナー	〃
大河ドラマ「真田丸」・戦国わかやま誘客キャンペーン推進協議会	〃
公益社団法人和歌山県体育協会	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
公益財団法人和歌山県文化財センター	〃
公益財団法人和歌山県救急医療情報センター	〃
一般財団法人和歌山県勤労福祉協会	〃
	..



公益社団法人畜産協会わかやま	〃
WITE・フタミBig・U運営企業体 (和歌山県立情報交流センター指定管理者)	〃
特定非営利活動法人わかやまNPOセンター (和歌山県NPOサポートセンター指定管理者)	〃
和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム (和歌山県立紀北青少年の家指定管理者)	〃
クリーン興商・南海ビルサービス企業体 (和歌山県立白崎青少年の家指定管理者)	〃
特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会 (和歌山県立潮岬青少年の家指定管理者)	〃
特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ (和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)指定管理者)	〃
株式会社マリールームオオタ及び港湾空港振興課 (和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)指定管理者及び同指定管理者所管課)	〃
有限会社ベイサイド和歌浦 (和歌浦漁港指定漁港施設指定管理者)	〃

## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 公益社団法人和歌山県体育協会

(ア) スペシャルアスリートサポート事業費補助金において、交付決定前に購入した消耗品を補助の対象としていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) トップレベル・スポーツクラブ活性化支援事業費補助金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 補助対象経費でない登録料を対象経費として補助金の交付決定をしていた。

b 補助対象者でない名義の口座に補助金を支出していた。

## イ 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 診療費(附属病院本院患者負担分)の未収金については、平成27年度末で約1億1,438万円となっており、前年度末に比し約2,071万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。

(イ) 学生納付金の未収金については、平成28年12月時点で約27万円となっている。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 旅費事務において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 旅費が発生しない旅行命令で、旅費を支給していた。

b 重複する旅行命令で、日当を二重に支給していた。

c 支出事務を怠り、旅費を支給していなかった。

d 二重払を行い、戻入を行っていた。

e 旅行命令簿において、命令権者の決裁を受けていなかった。

f 夜間帰着の条件を満たさない旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていた。

g 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかった。

## ウ 和歌山県住宅供給公社

(ア) 税務処理の認識誤りにより修正申告、納付を行っていた。

また、示談金の支出伝票において、消費税の取扱いを誤って支出していたので、併せて適正に処理されたい。

(イ) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

(ウ) 平成27年度における岸宮サニータウンでの宅地分譲の実績は、2件となっている。

今後、残り1区画の販売にも努められたい。

(エ) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成27年度末の収入未済額は、約1億999万円となっている。

引き続き、県（建築住宅課）及び徴収事務委託管理人と連携し未収金の縮減に努められたい。

エ 公益財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与事業等に係る未収金については、平成27年度末で約1億8,409万円となっており、前年度末に比し約1,770万円減少したが、依然として多額である。

引き続き、未収金の回収に向け努力されたい。

オ 株式会社マリールームオオタ

（和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ））

(ア) 和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）に基づく物品の販売（自動販売機の設置等）に係る許可について、許可申請の内容と実際の設置状況に相違があったので、適正に処理されたい。

(イ) 船舶保管施設の利用料金について、和歌山県マリーナ条例に定める額の範囲を超える利用区分等の設定があった。

また、承認を受けた利用料金区分より低額な区分で徴収していた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 所管課に対する注意事項

指定管理者が管理を行っている和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）の船舶保管施設の利用料金について、和歌山県マリーナ条例に定める額の範囲を超える利用区分等の設定があった。

また、承認を受けた利用料金区分より低額な区分で徴収していた事例があったので、同条例に定める利用料金の承認を適正に行うとともに、適正な料金徴収を指定管理者に指導されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成28年7月8日付け和歌山県報号外和歌山県規則第65号附則第1項中

ページ	誤	正
7	この条例	この規則

正 誤

平成29年3月3日付け和歌山県報第2840号中5ページ目は誤りにつき、次のように訂正する。

別記様式第9号 (第13条関係)

※整理番号			(表面)		
<h2 style="margin: 0;">安全運転管理者に関する届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">和歌山県公安委員会 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>ア</b> 安全運転管理者を選任、解任 届出事項(イ、エ、カ、コ)を変更 届け出ます。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>イ</b> 届出者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>電話番号</p> <p style="font-size: small;">〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び電話番号〕</p> </div> </div>					
<b>ウ</b> 選任年月日	年 月 日	<b>コ</b> 使 用 の 業 種 別	名 称		
<b>エ</b> 安全運転 管理者氏名	(ふりがな)		位 置		
<b>オ</b> 資 格	生年月日 ・ ・ ( 歳)		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他		
要 件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 2年以上</td> <td style="width: 33%;">2 公安委員 会教習修了者 で1年以上</td> <td style="width: 33%;">3 公安 委員会 の認定</td> </tr> </table>		1 2年以上	2 公安委員 会教習修了者 で1年以上	3 公安 委員会 の認定
1 2年以上	2 公安委員 会教習修了者 で1年以上	3 公安 委員会 の認定			
<b>カ</b> 職務上の地位			<b>サ</b> 使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 ・ 運 転 者 数		
<b>キ</b> 安全運転管 理者が免許 を持っている 場合	免許の種類			乗 用 貨 物 計	
	免許年月日			大型 中型 準中 普通 軽 大型 中型 準中 普通 軽 大型特殊 小型特殊 大型二輪 普通二輪	
	免許証番号				
	交付年月日			大型 中型 準中 普通 大特 大自二 普自二 小特 計	
<b>ク</b> 安全運転管理 者の勤務態様	勤 務 日勤 隔日 その他( )	副管理者有無 有 ( 人 ) ・ 無	免 許 種 別 一 種 二 種 一 種 二 種 一 種 二 種 一 種 二 種 大自二 普自二 小特 計		
<b>ケ</b> 安全 運 転 管 理 者 の 経 歴	勤 務 期 間	勤務所名	職 名	専 従	
	自 . . . 至 . . .				
	自 . . . 至 . . .				
	自 . . . 至 . . .				
	自 . . . 至 . . .				
<b>ス</b> 前 安 全 運 転 管 理 者	解任年月日		氏 名	予 備	
		解 任 1 死亡 2 退職 3 転任	事 由 4 解任命令 5 その他 ( )		
<b>備考</b>					
<p>(注) 1 記入要領は裏面を参照してください。</p> <p>2 安全運転管理者の要件(施行規則第9条の9第1項)</p> <p>(1) 20歳以上(副安全運転管理者を置くこととなる場合は30歳以上)の者であること。</p> <p>(2) 自動車の運転の管理実務経験が2年以上(公安委員会の教習修了者は1年以上)又は公安委員会から自動車運転管理に関し、これらの者と同等以上の能力を有すると認定された者であること。</p> <p>(3) 公安委員会の命令により解任された者は、解任後2年を経過していること。</p> <p>(4) 救護義務違反、酒酔い運転等一定の違反行為をした者は、その後2年を経過していること。</p> <p>3 添付書類</p> <p>選任届出のときは、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 戸籍抄本又は住民票(本籍(外国人にあっては、国籍等)を記載したものに限る。)の写し</p> <p>(2) 運転経歴又は安全運転管理経験等を証するもの</p> <p>(3) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行)</p>					

備考

- 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。